

鳥取大学と鳥取労働局の連携に関する協定書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と厚生労働省鳥取労働局（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が相互に緊密な連携を図り協力することにより、学生へのキャリア支援の充実、地域の雇用対策の推進等を図り、もって、誰もが働きやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

- （1） 甲の教育・研究及び地域貢献事業に係る就職支援に関すること
- （2） 乙の労働行政施策に係る審議会等への有識者派遣、労働法制の普及促進、新卒者、既卒者等の就職支援、女性の活躍推進及び各種調査に関すること
- （3） 地域で働く人材の育成及び定着、雇用環境の改善に資する事業の実施等に関すること
- （4） その他前条の目的を達成するために必要な事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年とし、期間満了の1月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の証として本協定を2通作成し、両者作成署名の上、各1通を保管する。

平成28年7月5日

(甲) 国立大学法人鳥取大学長

豊島 良太

(乙) 厚生労働省鳥取労働局長

内田 敏之